

日本
共産党

八幡市議団ニュース

八幡市議団ホーム
ページQRコード

2020年4月26日 No.696

日本共産党八幡市議会議員団(983)2005

◇メール jcp-ywta@am.wakwak.com ◇ホームページ⇒[JCP八幡市議団](#)で検索



連絡先

山本邦夫(982)8844 巖 博(982)9663
亀田優子(982)1277 中村正公(983)8312
澤村純子(983)6275

感染
症
コ
ロ
ナ

「1人10万円」給付早く

政府も方針転換 ようやく補償を約束

共産党など野党の要求、国民世論に押されて

コロナウイルス感染の広がりに伴い、休業による減収が国民生活をおびやかしています。日本共産党は、所得補償のない緊急事態宣言では命を守れないと指摘し、欧米では当たり前の休業補償を求めてきました。他の野党と力を合わせて政府に迫り、全国知事会も改善を求めました。

こうした野党と国民の世論に押されて、政府は従来掲げていた対象者を限定した「世帯30万円」の給付案を撤回し、すべての日本在住者を対象に1人当たり10万円の現金給付に転換しました。1日も早く

支給することが大切です。生活保護世帯に対し、支給金を収入として認定せず、保護費を減額しないことも約束しました。

減収補償の充実を

休業などによる減収を補てんする制度の拡充も急務です。

雇用調整助成金は、コロナ対応で休業した人の給与に充てるための制度ですが、事業所からの相談・申請にたいし、審査・支給が大幅に遅れています。個人事業主、フリーランスなどで働く人にも対象を広げ、補償水準を8割に引き上げるなどの改善が必要です。

安心して過ごせる学童保育を

学校休校の長期化、職場の休業要請が広がる中で、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりも急がなければなりません。

保護者が仕事に行く場合、学童保育を利用しますが、狭いスペースに30人、40人が利用することで、「コロナに感染しないか」との不安が広がっています。学校や隣接する公共施設の空きスペースを活用し、指導員の体制を確保して、感染の心配なく利用できる環境を整えるべきです。

八幡市議団に相談つぎつぎ

日本共産党八幡市議団にも、コロナウイルス関連の相談が寄せられています。

飲食店を営業されている方は、生活福祉資金の緊急小口資金(20万円まで)に加えて、生活立て直しのための資金を貸し付ける総合支援資金(20万円まで×3ヶ月)を借りることができました。

収入減でUR都市再生機構の家賃を支払いがきびしい方には、政府が現在準備中の住居確保給付金(20日に省令改正)の制度を紹介しました。税、社会保険料、水道料金の支払いの猶予も市役所で受け付けています。

お役立ち情報 裏面に掲載

税・社会保険料
水道料金
公営・UR家賃など

支払いにお困りの時は
日本共産党市議団にご相談を

市役所でも支払い猶予について相談できます。

新型コロナウイルス感染症

お役立ち情報

新型コロナ対策として国、自治体で実施している制度について紹介します。

労働・雇用・就業対策

■自宅待機や解雇といわれたら

会社の指示で休業する場合、休業手当（平均賃金の6割以上）が受け取れます。

有期雇用で期間途中の解雇は、やむを得ない理由がない限り認められません。

■雇用調整助成金制度

企業が売り上げ減などで労働者を休業させて雇用を維持したときに支払う休業手当に対する助成金。新型コロナ対策として、雇用保険の加入期間が6カ月未満の人やパート社員などの被保険者でない人を休ませる場合でも活用が可能。

助成率は大企業が3分の2、中小企業が5分の4。全員を雇用継続する場合は、それぞれ4分の3、10分の9に増えます。

1人当たりの日額は8330円が上限。

■休校に伴う補償制度は

学校休校に対応し、(1)被雇用者（アルバイト等を含む）(2)業務委託契約で仕事をする個人休業補償制度があります（厚労省）。

対象者は、学校、フリースクールの休校、保育園や学童の登園自粛要請、子どもの風邪や濃厚接触のために仕事を休んだ人で、祖父母なども対象。期間は6月30日まで。

被雇用者は、事業主が年休とは別の全額支給の有給休暇制度を利用します。国の助成金が1日8330円と少ない点が問題。

個人の場合、本人が申請書や添付資料（住民票、業務委託契約の証明など）を「受付センター」に郵送。1日わずか4100円（定額）、理容業など業務委託ではない自営業者は対象外といった問題点も。

※具体的相談は全労連の労働相談ホットライン（0120-378-060）へ

医療などで使える制度

■国民健康保険料の免除等

政府は、市町村に国民健康保険料（税）の「免除等」を求め、保険料収入の減少分は国が全額手当てします。「免除等」の対象は、主たる生計維持者の収入が前年比で3

割以上減った世帯（前年の合計所得が1千万円超の場合などは除外）。

■資格証明書でも保険証と同様に

国民健康保険料の滞納を理由に正規の保険証ではなく資格証明書に置きかえられた人についても、新型コロナにかかわる検査・治療については保険証を持つ人と同等にするよう、厚労省が通達を出しました。

■国民健康保険でも傷病手当金

政府は、コロナ患者となった国保加入の被用者に傷病手当金を支給し、財源は国が負担すると決定。自治体の裁量で自営業やフリーランスに広げることも可能です。

中小・小規模事業対策への貸し付け

■日本政策金融公庫や商工中金

特別貸付や利子補給制度による実質無利子化などの特例貸付・措置があります。

■信用保証制度

一般保証枠（2.8億円）にプラスして、セーフティネット4号、5号の特別貸付制度（2.8億円）、危機関連保証（2.8億円）を活用できます。信用貸付の既往債務を、実質無利子融資に借り換えが可能に。

生活や当面のお金に困ったときは

■生活福祉資金貸付制度

(1)休業した方向けの緊急小口資金と(2)失業した方向けの総合支援資金があります。両方で最大80万円まで借りることができます。アルバイトでも可能。所得減少が続き、住民税非課税世帯以下の場合、返還を免除できます。社会福祉協議会が窓口。

■住居確保給付金制度

家賃支払額を3カ月支給。最長9カ月まで延長できるケースも。離職・廃業してなくても、収入減で住居を失う恐れのある人も対象。市役所の生活支援課が窓口。

■生活保護制度

厚生労働省は事務連絡で、「生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取」することを求め、稼働能力の判断も「新たに就労の場を探すこと自体が困難であるなどやむを得ない場合は、緊急事態措置期間中、こうした判断を留保」するとしています。